

平成25年1月30日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時1分

○散会時刻 午前11時16分

○場所 全員協議会室

○出席委員（9人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○代理出席（1人）

橘 正俊 議員

○欠席委員（1人）

小林市之 委員

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

牧野泰三 議事係主任

○案件

1 検討・協議事項…………… 1

(1)議会基本条例について…………… 1



午前10時1分 開議

○川畑副座長

皆さん、おはようございます。ただいまから第27回調布市議会改革検討代表者会議を開催いたします。

本日は、小林委員さんから、欠席するとの届け出が出ておりますので、橘議員さんが代理出席ということになっております。御報告申し上げ、御了承をお願いいたします。

初めに、伊藤座長から御挨拶をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

改めまして、おはようございます。それぞれの地域の学校におきましては、何か、インフルエンザということで学級閉鎖でしょうか、徐々に徐々に、そうした数値が目立ってきた感がございます。議員の皆さんにおかれましても健康管理、どうぞよろしく願いいたしたいと思いますが、私も含めて少し風邪ぎみということで。ただ、インフルエンザではないという検査を私も受けておりますので、御安心いただきたいというふうに思います。

さて、1月も、早いものでございまして、もうきょうは30日ということで、はや1カ月が過ぎようといたしております。今月は、新春の集いの前から、この代表者会議を開催させていただき、数を重ねてきているところでございまして、いよいよきょうは10章の説明まで入れるかなと、このような思いがいたしているところでもございます。それぞれの会派からは代替案などが提案されておまして、そうした中身を、説明を聞きながら、また、その説明に対しましての意見交換などを拝聴させていただき、最終的に近い時期に私のほうから次の案をお示しさせていただく機会になろうかなと、このように思っているところでもございまして、どうぞ実りある会の進行にも御協力をお願いしたいと、このようにお願いいたしまして、一言の御挨拶といたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、検討・協議事項に入ります。議会基本条例を議題といたします。

今回は、第4章、市長等と議会の関係から第6章、議会事務局体制までの内容について、民主・社民さん並びに3会派さんから共同提出された修正案についての協議をいたしました。その後、座長から、第7章、政治倫理から第9章、議員定数及び議員報酬についての説明、意見交換が終わっております。

まず初めに、前回、1月23日の会議におきまして修正案の提出があった内容、具体的に

は前回の資料№70、71につきまして、改めて質疑等がございましたら、お伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、本日まで改めて民主・社民の会さん並びに共産党、元気派さん、生活者ネットさん、3会派から、第7章から第9章までの修正案が提出されておりますので、その説明をお願いしたいと思っております。

最初に、皆さんにお配りしてございます資料72で提出されております民主・社民の会の井上委員さんから提案説明をまずお願いしたいと思います。井上委員。

○井上委員

おはようございます。民主・社民の会といたしまして、9章に関しての修正案といえますか、会派の考え方というものをお示しさせていただきましたので、御説明していきたいというふうに思います。

22条の部分であります。22条が1項から3項まで座長提案が示されている中で、会派といたしましては1項と2項を合体させていただいて文言整理をいたしました。言い回しとしては、「行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため」というところの部分をカットさせていただきまして、考え方としては、前回からも御説明させていただいておりますとおり、コンパクトにわかりやすくということコンセプトといたしまして、具体的に議員定数を考えていく際には、参考人制度及び公聴会制度の活用というものは必要だろうということで、シンプルにした上で、この文言を入れながら会派としての考え方をお示したというところでございます。

続いて23条についてですが、こちらについても「行財政改革」云々という部分のカットをさせていただきまして、こちらは、議員報酬に関しましては、調布市特別職報酬等審議会というものが独立してございます。その機関の中で、当然、公平公正に、さまざまな角度からの議論がなされた上で、特別職等の報酬が決められていると。それに従って議会としても報酬額については準じているという理解をいたしておりますので、むしろ、コンパクトにという考え方もあるんですけども、この下線部分については、報酬審に対して議会基本条例でこういうところを考えてねというの踏み込み過ぎなのかなというような印象がございましたので、シンプルに審議会の意見を反映していくというような文言に変更させていただいた次第でございます。

会派としては以上でございます。

○川畑副座長

ただいま民主・社民の会さん、井上委員さんから説明がございました。ただいまの説明に対して皆さんから御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

議員報酬のところなんですけど、これは意見というか、質問というか、ちょっとはっきりしないんですけども、実は、私たちもその点については修正提案をしているところなんですけど、報酬審議会は、それはそれで当然優先というか、尊重されるべきものだと思っておりますけども、議員報酬に関して、市民の皆さん側の意見というか、意向というか、それについてはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっと1点だけお聞きしておきたいと思えます。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

我々の会派といたしましては、報酬審議会の委員に各種団体の方々から選定がなされて、そこでの協議をもって一定の方向性が出されているというふうに思っておりますので、その会議結果を受けてその意見を反映するということで包含されているのではないかとこのことで考えさせていただいております。

以上です。

○雨宮委員

審議会というのは、この報酬審議会ということに特定する意味ではないんですけども、一般的に言って、言葉は余りよくないかもしれないけど、割と、いわゆる充て職的な要素があるのではないのかな。つまり、いろんな団体代表から構成されている要素が強いんじゃないかなという印象を私は持っているんですけど、それに対して、いわゆる今流に言うところの公募市民みたいな、一般の市民の皆さんからの意見聴取、意向打診というふうな要素は必要ないのかなという意味があって、ちょっと今質問したんですけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○井上委員

考え方だと思うんですけども、例えば、この報酬審議会にかかわらずに、調布市として、行政としてさまざまな審議会であるとか、いろんな委員の選定というのがなされている状況だと思います。

その選定方法については、公募をしている審議会もあれば、各種団体、いろんな選び方をしているという状況がある中で、さまざまな考え方が当然あるわけですから、それをま

ず、議会ではない独立の機関としての報酬審議会ということで今回議論されているんだと思うんですけども、それぞれの会の構成の考え方というのが当然あるわけだと思いますので、その中に、仮に今、意見として、市民というと、例えば報酬審議会に限らずにさまざまな方が市民として入られていると思うんで、一概に市民の位置づけというのがなかなか難しくなるのかなとは思いますが、それぞれの会の中での委員の選定方法等というのは、また議論としてはちょっと違うのかなという思いがありますんで、現時点での市民意見というところであれば、この開かれている審議会での議論に委ねていくというふうな考え方を持たせていただいております。ということで、わかりますか。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

お話、ちょっと聞き損じていたら2度になるかもしれませんが、今出されている提案の条例というのは、議員みずからが改正に対して提案するということは含んでいないのか。それとも、それも含めざっくりされたのか、ちょっとそのところ、御説明をよろしくをお願いします。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

もともと提案されている中身を会派として読ませていただいた中で、あくまでもここに関しては、報酬審議会の意見を反映するというような文言で記載されていると。では、議会として報酬を上げる下げるというような――上げるという議論はしにくいのかなとは思いますが、議会としてその議論をするというよりも、あくまでも第三者機関の方々の意見を反映するというので提案されていると思っていますので、そこについてシンプルに書かせていただいたということでもあります。

以上です。

○大河委員

これは意見ですけど、私は、この提案される、行財政とかいろいろ書かれていますけど、そういうのを配慮するとともにということで書かれていますので、私はこの条例というのは、議会からのそういったこともあり得るのかなというふうに読ませていただいていたので、そういうことも想定されているのかなと思っていましたんで、全くないというものでもな

いのかと思いましたが、そうではないということが今のお話でわかりました。結構です。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、次に移りたいと思います。

それでは、資料72の修正案に対する意見は出ましたので、次に資料73、3会派さんから共同提出されておりますこの内容について説明をお願いしたいと思います。雨宮委員。

○雨宮委員

例に倣って、最初、私のほうから説明をさせてもらいまして、補足がありましたらお二方からお願いしたいと思います。

7章の政治倫理、20条については、その原案どおりです。

続いて8章、政務活動費なんですが、第21条1項につきましては、これは文言整理、いわゆるシンプルにということで、会派または議員は、政務活動費を適正かつ——「適正」を入れました——有効に活用するというふうにまとめました。

それから、2項につきましては、文章的に成立しにくい文章になっていますけれども、要するに、ここで言いたいものは、市民に対して、いわゆる使い道の公表をするということが、この文意です。

3項については、そのまんまでございます。

なお、ここで、「政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めます」というふうにうたわれておりますけれども、この別条例については、完璧な、完成の姿でなくてもいいと思うんですが、できれば概要程度のものをここにお示しいただきたいというふうに思っております。

9章、議員定数及び議員報酬についてです。先ほども少し議論がありましたけれども、議員定数については、原案に対して、この間も少し議論があったかのように記憶しておりますけれども、議員定数について、行財政改革ということに余りシフトしちゃうと、いかなものかなという思いもありまして、「行財政改革」については削除いたしました。それに対応してじゃないんですけれども、この条例の第3条で議会の使命や活動原則といったものについて具体的に記述をされておりますので、そのことを改めて、この場面でも引き合いというか引用いたしまして、そしてその上で、「議会としての機能を果たすのにふさわしいものとする」、こういうことを担保するという意味で、これを挿入いたしました。そして、後段の「とともに、議員活動の」云々というところを削除いたしまして、「市政

の現状及び課題並びに将来展望の視点」を追加、挿入いたしました。

それから、2項については、原案の(1)というか、1項からの引用が一部分ありますけれども、そこに述べているとおりであります。ここは参考人、あるいは公聴会制度を活用するというので独立させました。

3項については全削除ということになります。原案の第2項を全削除するかわりに、修正案第3項として、直接請求に係る規定については、別条例であります定数条例の中うたい込むというふうにいたしました。したがって、定数条例の改正といいますか、改定につきましても、今、私たちの中で検討を進めているという段階であります。

23条の議員報酬です。ここも先ほど議論がありましたけれども、特別職報酬審議会条例、これは原案の中にも述べられている記述でありますけれども、ここは順番の入れかえというか、優先順位をここで入れて、視点としては、先ほど大河委員のほうからも発言がありましたけれども、「行財政改革」云々かんぬんという原案をここではそのまま残しました。そして同時に、市民の意見、これは先ほど、ちょっと私、井上委員さんにもお聞きしたように、いわゆる一般の市民って変な言い方ですけども、審議会委員以外の市民の方からの意見も取り入れよう、尊重しようということで、この「市民の意見」という文言を追加、挿入いたしました。

以上でございます。補足があれば。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今、雨宮さんが説明していただいたとおりなんですけど、議員定数と議員報酬についてですけども、原案のほうでは、どちらも行財政改革の視点ということで入っているんですけども、考えてみると、議員報酬のほうは、やはり市政の現状をちゃんと考慮する必要があって、やはりそこはしっかりと市民の声も反映させながら考えていくべきだと思いますけれども、定数のほうは、行財政改革ということよりも議会としてしっかりとその機能を果たせるかどうか、そのフレームをしっかりと議会で確保することが重要だと考えました。

それで、議会の機能というのは、ここの3条に掲げるように、監視ですとか、あとは政策立案ですよ。あとはまた市民の意見を吸収するというような機能をしっかりと果たしていく。これを低下させないだけのフレームが必要だということです。または、それ以上に議会の機能をもっとしっかりとつくっていくということも必要だと思います。

そう考えると、やはり委員会でのしっかりとした討議を行って決定していくということ



になると、適正な委員会の人数というのも関係してくると思いますし、そこも考慮していく必要があると思います。現状は7人ということですが、私は今はその定数が適正なのかなと思います。そこもしっかりといろいろな議会の機能ということに着目して、そこがちゃんと果たせる定数ということで考えていくべきだと思います。ここについてはこのような文章にしました。

○川畑副座長

大河委員、ございますか。

○大河委員

私は、「行財政改革」を削ったもう1つの意味というのは、当然、議会では行財政改革についても議論するわけですが、そのときに、多様な市民の意見、こういったことが十二分に反映されるという点からしても、やはり議員の定数というものは、今言ったように、調布市では委員会中心の制度で動いておりますので、今の人口比の中で十分機能を果たしていくためには、それなりの人数が必要だということもありますので、やはりそういったことも踏まえると、まず行財政改革ということよりも、さまざまな分野の内容を多様な代表者によってきちんと議論をするために必要な定数が確保されるべきだという意味で、こういったことを書いております。

ただ、2番目で、当然ながら、そういったときに、議員活動のことに對して市民はどう思っているかという意見も十分に活用しますということで、市民の方から定数の問題についてはいろんな意見が出るわけですので、その辺をこのことで担保するということだと思います。

それと、先ほど議員報酬のところ審議会のお話をいたしました。私は想定として、「行財政改革」も入れてあるように、そうはいつでも市の財政状況から見ると、報酬のものにも議員みずから痛みを分かち合いながらやらなければいけないときも想定される場合もあるわけですので、提案されたとき、そういった場合は発議ができるというふうなことの含みがあったのではないかというふうに理解しておりますので、そういった部分も果たす。

ただし、そういう場合でも、なぜそうなのかという説明責任が当然問われますので、別の条例の中にそういったことも含めてきちんと出していくということなのかなというふうに理解しております。

○川畑副座長

ただいま3会派さんから共同提出されました内容につきましての説明が、補足説明も含め終わりました。皆さんからご質問ございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

どうぞ。ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

補足の補足みたいな。議員定数についてなんですけど、これから発言することについて、この場で議論してほしいとか、調査をしてほしいとかという趣旨じゃないんですが、かつて地方自治法の中で議員定数の上限定数が定められていたという点については、やっぱりいろいろな歴史的な経緯も含めてそれぞれ考えてみる必要があるんじゃないかなという気がしているんです。自治法上のかつての規定は、上限定数、今から見るとかなり多いですよ。だから、それがどういう意味合いを持っていたのかということについては、今度の条例を議論する上、あるいは考える上でも、参考にするというか、材料にする必要があるんじゃないのかなというふうに私は個人的には考えています。それは意見です。

○川畑副座長

皆さんから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。なければ、先に行きますが。大河委員。

○大河委員

私も、今、雨宮委員がおっしゃったような意味からして、やはり条例ができたとき、では今の定数というのは、どういう考え方に基づいて調布市の議会として定めたのかということが問われたときの説明責任が問われていくのかなというふうに思います。したがって、やはり私どもの議会としては、この28人という定数が、より合理的な意味合いも含め、私たち自身が定めたんだということについては、いずれかの場所で、やはり私たち自身がどういうふうに認識するかということについてはきちんと話し合っておく必要があるというふうに私も認識をしております。

○川畑副座長

ほかにございますか。御質疑等ございませんか。なければ、次に行ってもよろしいでしょうか。大河委員。

○大河委員

済みません、提案して聞くのもなんですけど、やりとりがなかったからなんですけど、井上委員さんは基本的には特別報酬審議会だという話。私どものほうから、議員が報酬に関しては提案することもあり得るという話をいたしましたけど、それについては別に何か、なるほど、こうだとか、いや、そうじゃないとか、そういう意見というのは、出されていませんけど、何かあるようでしたら教えていただければいいかなと思ひまして、なければ別によろしいんですけども、どうなんでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

ちょっと整理するためにお聞きしますけども、雨宮委員さんね。例えば報酬審議会という組織は、前回も私のほうから答弁をさせていただいたように、これは市長の諮問機関という市長が設置しているもの、これは皆さん一様に認識していますよね。そうしますと、そこの中において議論され、例えば議員の報酬、もしくは特別職の報酬を上げ下げするときに、何らかの答申を市長はいただくわけですね。それに対してそれをどう生かすかということ、市長が議案として出すのか、議案として出されたものを議会がどうさばくのかという順序でありますね。

それを基本として考えるときに、例えば議会側として、議会の発議で議員報酬を下げよう、上げよう、この議案を仮に出すということになりますと、ある意味では報酬審議会委員そのものを否定することにつながらないかという懸念を私はするんですね。むしろ、もしそういう発議をしたいという機運が議会側から上がるときには、市長に対して議会から、こういう諮問を審議会にさせていただけないかという手続を私はすべきじゃないかと。この審議会がある以上はすべきじゃないかと思えますね。

ですから、皆さんの意見を聞いていると、議会のほうで上げ下げを自由に、発議すれば何とかできるんじゃないかというような——法律上、縛りはありませんから、できないことはないんだけど、そういう審議会がある以上、私は手続としては、いささか疑問を感じるんです。ですから、そこをもう一度整理して、私、お伺いしたいと思うんですが、どのような手続をお考えでしょうかね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

これは私の考え方ですが、発議段階というのは、行政側であれ、議会側であれ、対等だと思うんですよ。要するに、市長が審議会に諮問する。それから、議会のほうの総意として、上げ下げについて提案しようじゃないかといった場合には、それはそれで、いきなり議案じゃなくて、やっぱり審議会にかけるという手はずがあってもいいのかなというふうには私は思っていますね。それとあわせて、さっきも言いましたけれども、審議会に諮るとあわせて市民の皆さんにも意見を聞くということで、その両者の結論をもって、最終的には議会として議案を提出するかどうかという判断をすればいいんじゃないかなというふうには思いますけどね。手続論的にはね。だから、行政側が発議するのと、議会側が発議したからといって、手続が全く違うということには多分ならないだろうというふうには私は理

解しています。

○伊藤座長

ほかのお二方はどうでしょうかね。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

手続というところは、私も済みません、勉強不足で、どのようになるのかわからないんですが、ここで議会からの発議というように言っているのは、いろいろほかの条例、議会基本条例も見ますと、そのようになっているんですね。それは、やはり市長の諮問機関からだけの意見を聞くのではなく、議会みずから報酬に関しては市民の意見を聞いたり、今の市の現状を見て、これは変えるべきではないかという声を議会みずから上げていくというような姿勢を入れるかどうかということだと思っんですね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

ただ、先に言葉を挟んで申しわけないけれども、議会というところは、ある意味では、それぞれのルール、条例、もしくはそれに基づく要綱、規則、そうしたものを基本に議論していく場所だと思っているんですね。現状ですよ。それを変えるのであれば、その条例なり規則なり要綱を変えてから次の作業に入ると思っんですね。ですから、勉強不足でわからないということは、私は今、通らない、発言の中にはね。私たちはこういう根拠を持ってこういう発議をするんだ、だからこうしてくれと。こういうことで物事の段取りをつけていかなければ、議論というのは、私たちが思っていることをストレートにここで披露すれば、それが現実になるんだということではなくて、現実にしたいのであれば、幾つかのクッションを通してこなればだめよという部分、私はぜひ理解してほしいんですよ。

○ドゥマンジュ委員

おっしゃることもわかりますけど、今の段階では、この条例をつくるときには、議会としてどうあるべきかというところからつくっていると思っんですね。それで、今、ここまで来るに当たっても、別規定がありますし、その中身はまだ話されていないわけですし、そう考えると、全てをここで調べてできるかどうかというところで、それがなければ言えないという今の座長のお言葉は、ちょっと私は理解できないところなんです。

そうした意見をちょっと言わせていただいて、その上で、やはりこの中でほかのところの条例もちょっと紹介させていただきますけれども、例えば流山などは、議員の報酬の改

正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握するということですか、あとは、議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとするというふうになっています。あと、多摩のほうなどは、議員報酬は、特別職報酬審議会条例に基づく審議会意見のほかに、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとし、ますというような条例になっているんですね。

これを見ると、やはり市の諮問機関からの意見だけではなく、議会側からも提案しているという姿勢だと思います。ぜひ調布市でも、このような議会の姿勢というのをこの条例の中に盛り込むべきだと考えます。

○伊藤座長

おっしゃることは、私も理解はしているんです。しているんだけど、現実、そのような組織を設けてあって、そして、市長がそれに対して諮問をし答申をする機関が設けられているわけですから、その段階において、議会がその委員会を全く無視して物事を進めていくということが、私はルール上いかがかなと。このことを申し上げているので、まずその部分を解決しなければ、私は皆さんの言っているその先の部分にたどり着かないのではないかなと、このように感じているんです。

ですから、今はお互いの意見を交換しているわけであって、実は、これから先、どのような形で私がベストミックスで出せるかどうか。これを私は参考にして皆さんの意見を聞いていますので、ここで私と委員さんの意見が違うとか云々という議論には、ちょっと違う部分、これはちょっとお願いしたいなど、このように感じます。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私は、座長がおっしゃるように、当然、条例があるわけですから、話とすれば、議員報酬等の条例の改正の議案というものを議会が提出する。つまり、その前には議運かいずれかのところで、議会として少し問題があるのではないかと出たとしたら、十分市民の意見、公聴機能をあれして、説明責任が果たせるような内容にして、議案として提出する。つまり、報酬審議会はありますけれども、議会の1つのルートとして、そういったものが委員会や何かであった場合、委員会条例を改正してそのことをできるという、やはり両方向ないと、単に片側だけではなく、両方からきちんと保守しなければならないのではないかと、この考えがあって出しているわけですし、ドゥマンジュ委員さんが言うに、今回、私たち自身、条例をする中で、骨格を考えて、自分たちで、こうあったらいい、あああったらいい

いという積み上げではなく、やはりいただいた素案の中から、よりいい方向があるかという形で審議をしていますので、私たちとすれば、そういうありようということも考えられるのではないかという提案をさせていただいたので、ぜひその辺は酌んでいただければありがたいなというふうに思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

議員が、みずからの給与が低いか高いか、それを決定する市長の諮問機関として特別職報酬等審議会を置いているわけですから、それに関与してはいけないと私は思っています。

そこで、先ほど来、議論が出ていますけども、例えば市民にアンケートをとるとか、市民の意向を調査する等ありますけども、それは、特別職報酬等審議会がそれを判断して、何らかのときにそういうことをするということは可能性としてはありますけども、議会から、それをやってほしいとか、やってほしくないとか、それは関与し過ぎだというふうに私は思っています。あくまでも市長の諮問機関でありますから、ましてや議員の報酬についてですから、議会は関与するべきではないと思います。ただ、招集権は会長にありますから、会長宛て、もしくは委員宛てに議員が個人的にお手紙を書いたり、こうであったほうがいいんじゃないですかということは、好ましいことではないと思いますけども、それを禁じることはできないと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。ほかにございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

ちょっと先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、私は、今の須賀委員の反論という意味でもないんですけども、議会側から少なくとも総意が得られるのであれば、手続論的には、先ほど座長にもお話ししたように、間接的な市長経由の諮問という形になるのかなという感じがするんですけど。だから、現状では、専ら市長からの諮問のルートしかないわけじゃないですか。だから、議会側から直接諮問委員会に諮ることができるかどうかというのは、それはまさに法務的な意味で、別の議論が必要だと思いますけども、現状のルールの中で言えば、議会のそういう総意が得られるのであれば、増額にしろ、減額にしろ、そのことを、その総意をもって市長に対して諮問をするような働きかけの道は開いてあってもいいんじゃないかなというふうに思います。ですから、報酬審議会そのものを全く無視したり度外視するというじゃない。このことは改めて確認というか、私の

認識としてはそういう考え方です。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

これもちょっと質問にならない、意見なのかもしれないんですけども、3会派さんのお出しになられていた議員定数の部分において、行財政改革視点というのを削除されていらっしゃるわけなんですけれども、2項としては、とはいいつつ、活動の評価等に関しては市民意見も聴取するという形で、なおかつ、参考人制度というようなものの活用も考えていらっしゃる。その視点において、市民の意見の中に行財政改革というような視点があった場合には、それはそれで尊重していくよという理解でよろしいのかどうか。そこだけちょっと教えていただきたいんですが。

○川畑副座長

御答弁をお願いします。雨宮委員。

○雨宮委員

参考人、ないしは公聴会をやって、市民の皆さん方からそういう意見や意向が示されれば、それは当然無視はできないですよ。100%それを生かすかどうかというのはまた別の話で、だから、尊重はもちろんしなければいけないだろうというふうに思っています。

○高橋委員

わかりました。私は、原案にあった行財政改革という部分については、議会としても、そういった視点をきちんと持っているよ、そういう視点を理解はしているよという部分において、行財政改革視点というのもこの文言の中に入れておくのがよろしいんじゃないかなと私は前々からちょっと感じていたものですから、その部分について削除してしまうことによって、この経緯は別にしても、行財政改革視点というのを議会としても十分と常に意識を持っているよというような部分については明記しておくというのは、基本的な条例の部分においてはあってよいのではないかというふうな意見を持っていますので、そこだけちょっと述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○雨宮委員

あえて「行財政改革」という文言を定数の22条1項から削除した意味合いは、先ほど大河さんやドゥマンジュさんからも語られましたけれども、それにかわるものと言うのがふさわしいかどうかちょっと疑問はありますけれども、「第3条に掲げる」というこの文言を挿入したことの意味合いをよくお考えいただけたらなというふうに思うんです。

つまり、第3条というのは活動原則ですよ。それから、議会として何をなさねばならないのかということなんです。そのことを担保する上では、もちろん行財政改革という視点が全くなくてもいいというふうな暴論を吐くつもりはありませんが、条例の文言としてこれがしかもトップに来ちゃうと、今の世の中の流れが流れであるだけに、そこだけが何か……。また、市民的にも受けがいいんですよ。言葉をあえて言うけど。だから、そこが先行しちゃうと、まさに条例の第3条の一番根本的な部分で述べていることが後景に追いやられてしまうんじゃないかという懸念がありまして、あえてこういう削除と挿入をしたということを御理解願いたいと思います。

○川畑副座長

ほかに。大河委員。

○大河委員

私も、やはり、あちこちで議会基本条例ができてきた経緯の1つに、議会は要らないんじゃないか。例えば首長さんが自分の配下というんでしょうかね、考え方に同調する議会を組閣するような世の中の流れの中で、本来の二代表制とか、そういったことが今、市民の皆さんにもなかなか理解されていないと思います。ですから余計、議会とはどういうものか、市民にとってどういう機能を果たすのが市民のための議会なのかということを確認していく意味でも、大事なことは何かということ、議員の仕事というものをきちっと伝え、その中でしっかり議論ができるための人数ということはどう決めていくのかという話が、ある程度理解していただけるようなものをまず議会の主張として出していくということだというふうに私は思います。

ですから、先ほども言いましたように、行財政改革が頭に来ると、まずは効率のいいということは、人数が少ない中でより深い議論をというふうに思われがちですが、シティーマネジャーのようなアメリカの制度と日本は違いますから、その辺のありようや仕事の内容も理解されていないことからすると、大変危険な方向に行くというふうに私も理解しておりますので、ここは少し丁寧な条例の内容にしていかなければいけないのではないかと思います。こういった形にあえて直ささせていただいた経緯がございます。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

全体的に、最初の民主・社民の会さんと、また、その後の続く3会派の共同修正案等、拝聴させていただいております。うちは前々から申し上げておりました、シンプルかつコンパクトというのが原則であってほしいというのが基本的にあるわけです。



3 会派共同修正案の議員報酬の訂正の中で、23条1項のほうで、「市民の意見を十分に反映して決定するものとします」というふうになっていますけども、特別職報酬等審議会においては、これは条例に定められているとおり、市長の諮問に応じて審議会の意見を聞いた上で、市長が市長提出議案として出してくるといった規則になっているわけですけども、市民の意見を反映するということになる、というふうに考えておられるのか、また、市民とはどういった方々を指されるのか、その辺まで突っ込むと幅広くなるので、そこはちょっと後回しにして、これは全体的なところに係ってくるので、前段のほうで、幅広いさまざまな市民の意見をどういうふうに反映させようというふうにお考えなんですかね。その辺、もしお考えがあれば、どのような形で……。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

実は、市民意見の集約というか、把握の仕方については、別の条文のところで別に定めますという規定をつくっている。別の修正でやっているはずなんです。その中で具体的には、例えば要綱になるのか規則になるのか規約になるのか、それは今はまだ検討の最中なんですけど、そのところで幾つかの手法については定める。それを具体化するという考え方です。

それから、ちなみに、市民の意見を反映させるの文言だけだと、確かに市民側からのワンスাইドの意見だけみたいにとられがちなんですけど、そこはそうじゃなくて、やっぱりここは説明責任を包含しているというふうにぜひ理解していただきたいと思うんです。

それはどういうことかといいますと、「市民の意見を」という前段に、「審議会意見のほか」の次です。行財政改革や、あるいは市政の現状及び課題、将来展望、こういう点についても議会側からも説明をしたりしながら、それに基づいて、市民の皆さん、いかがでしょうかと。具体的なシナリオは多分そういうふうになると思うんです。ですから、一方的に、議会のほうではこういうふうを考えていますが、どうですかという、説明責任のコメントを求めるということではないというふうに私どもは現状では考えています。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

先ほどもお話ししましたように、審議会の結論というのも、もちろん尊重ですけれども、一方、議会から報酬の条例の提案をし、結果、上がるか下がるかというふうな行為をするときに、やはり私は、すぐに思いつくというか、あれですと、例えば参考人制度や公聴会

制度や、そういったさまざまなものを活用して、そしてその意見、場合によってはアンケートやそういったものを取りながら、議会が提案する内容を十分納得していただいて、結果、条例として提案ができるようなプロセスを経ていくというような形を想定して、私は提案をさせていただいております。

○林委員

市民の意見の反映というか、意見をどのように生かしていくかということについては、別途定めることによって、また、公聴会機能等々を利用しながら考えていくというようなお話だと思うんですけど、報酬等審議会の意見は反映していかなくちゃいけないという定めに従って、その「反映」という言葉がふさわしいと私は思うんですけども、市民の意見はもちろん大事ですけども、さまざまな市民のいろんな意見があるわけですから、その意見を認識したというか、そういった言葉のほうは私は適当なんじゃないかな、認識とか聞くとか耳を傾けるとか、そういうほうが適切なんじゃないかなと。報酬審議会と同じ扱いにするというのは、別にその意見に差別をするつもりはないけども、ちょっとその辺は考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

橘議員。

○橘議員

今の報酬の件ですけども、私どもの会派は原案どおりでいい。対抗のあれは出してないわけですし、議会は審議会意見を反映するものとする。それに関して、そのままかなというふうに思っておりますけども、今回の修正案で、審議会意見のほかに、さらに市民の意見を聞く、十分に反映するというものがありますから、両方あるということになってくると思うんですね。審議会意見はこれ、議会はまた別途市民の意見を聞く。そうすると、両方2つをあわせてどうするかというのを議会が決定するというときに、これは条例として入れるということだと思いますけども、市民の意見というのをどういうふうにやっていくのか、また別途いろいろ方法があるとは言いましたけども。私も、先ほど林委員が言われたように、いろんな形で反映させる点という形ではいいとは思いますが、別途そういった場を設けて、そして、最終的に決めるというのを条例に含むのはどうかなというように気がいたします。

○川畑副座長

御意見ですか。

○橘議員

はい、いいです。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員

○大河委員

2通りやってもいいんじゃないかというのが主張ではありますけど、ただ、先ほど、これは話し合いをしている中での私の意見ですけれども、十分反映して決定という、その辺のところの表現の仕方や参考にする度合いというものを考えれば、聴取するというので、決定は最終的には議会の提案という改正になるわけですので、入れるのであれば、それは少し調整する必要があるのかなというふうに私は受けとめさせていただきました。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

さっき私、言葉足らずで、3党派合同の提案の、その文言を入れるならこうしたほうがいいのかというふうに聞こえたかもしれませんが、基本的には冒頭申し上げたとおり、シンプルかつコンパクトということでございますので、議員報酬については座長提案でよろしいかというふうに思っております。

また、先ほど民主・社民の会さんの修正案もございましたけども、こういった形でまとめていくことについては、うちのほうとしても賛同するところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、次に行きます。

以前、高橋委員さんから、資料68におきまして、第8章第21条、政務活動費について、既に修正案が提示されておりますので、この部分につきまして高橋委員から説明をいただき、それについて御意見をいただきたいと思いますが、皆さん、御用意はよろしいでしょうか。資料68で、高橋さんのはページが12ページになってはいますが、11ページの間違いでございます。よろしいでしょうか。では、高橋委員。

○高橋委員

済みません、私もページ数は前の条例案のところを書いてしまって申しわけございません。

今お話しいただきました8章の政務活動費のところの文言でございます。ここについて、基本的に原案についてはおおむねというか、我々はこれでよろしいのではないかというふうに思っているんですが、その第1項のところ、こういった形で付加することをしたほうがよいのではないかという意見が会派内であったものですから、意見として提案をさせていただいたというもので、「会派又は議員は、市民に対する広報・広聴活動、政策形成能力の向上等を図るため」というふうな形で、会派と議員は、市民に対する広報広聴活動も政務活動費の中で行っていくよというような形での姿勢を示しておく上でも、こういった文言を入れさせていただいたほうがよろしいのではないかという思いの提案でございます。

ただし、今後の交付に関しての部分の条例であるとか、前回の定例会で出されていた政務活動費の適正な執行の仕方について踏み込むものではなく、ここの第1項のところ、こういった形での意思をきちんと表明しておくというのがあれば、よりよいのではないかという形での提案でございます。

以上です。

○川畑副座長

ただいま高橋委員さんから説明がありました。これに対して皆さん、御意見ございましたら、挙手にてお願いいたします。御質問でも構いません。よろしくお願いいたします。ございませんか。井上委員。

○井上委員

済みません、意見だけ。我々の会派の中でも、ここの政務活動費の部分につきましては、広報広聴ということで――政務活動費に名前が変わったんですね――政務活動費の用途について、会派支給から会派支給のもとで個人で利用することができる。これまでは、要は議会で何をやっているのというパンフレット、ないしはビラみたいなものを作成して、それを配布する、郵送する、ポスティングだったり郵送だったりというようなことに政務活動費を利用していくことができないかという会派内の議論がずっとあって、それについては、条例のほうが変わっていく過程の中で、実際に会派として個人支給を認めた上で、個人として、議会でこういうことが行われています、こういう議論があります、皆さん、これについてどうですかというようなパンフレットを配布することができるようになったという意味では、書かれていることは非常にそのとおりだというふうには思います。

実際、会派としてそういう議論がされたんですけども、現状で条例が変わって、そういうことができるので、会派としては、あえてそれは入れる必要ないんじゃないかというような意見は出ましたけども、出されているこの内容については、共感はとてできますと

いう意見です。

○川畑副座長

御意見でよろしいですか。

○井上委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ごさいませんね。それでは、大体このところは出たようでございます。座長、どういたしましょうか。

○伊藤座長

次行きましょう。

○川畑副座長

それでは、次に入ります。第10章について協議に入ります。最初に、座長から第10章の説明をお願いしたいと思います。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、最後の10章になりますが、条例の位置づけ及び見直し手続でございます。

この章では、本条例を、議会の最も基本となる条例と位置づけとここに書いてありますけれども、基本となる条例ということで位置づけ、市議会の条例の制定または改廃等に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重する。議会及び議員は条例等を遵守し、市民の負託に応えること。また、必要に応じて検討を加え、条例の見直しを行うことを定めています。

最後に、見直し手続ですが、議会は、この条例施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときには、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものと定めています。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

それでは、条例の案、第10章についての御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。挙手にてお願いします。雨宮委員。

○雨宮委員

24条なんですけれど、「条例の位置づけ」というサブタイトルが括弧つきでついていますが、ここにあって「議会の最も基本となる条例」というふうにうたい込んでいるわけですから、位置づけというのもわからんわけじゃないけれども、あえていえば最高規範とい

うふうなラベルじゃなくて、張ったらどうかなというふうに思っています。最高規範という案件については、自治基本条例のときにもいろいろ議論があったのは十分承知をしているし、法律における憲法と一般法との段階差と条例におけるいわゆる段階差がないという話も重々承知の上なんですけど、そういうふうなタイトルづけにしたらどうなのかなというのが私の1つの意見です。

それから、これはちょっと座長さんに質問なんですけど、26条の施行後について、「常に市民の意思や」というふうに、意思を勘案するというふうには書かれているんですけど、これは言葉を変えると市民意見を聞くという捉え方をしても間違いなんじゃないかな。そのところをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

市民の意思を確認するというのはいろんな手続があると思います。ですから、そのテーマによっては何らかの手法を使う。また、常日ごろ、そうした窓口を常に広げておくことによって、例えば議長へのはがき——手紙でしょうかね、もしくはネットに対して投稿を寄せていただく。そうした手続の窓口を設けておくことによって、市民の意見は常に入ってくるのではないかと。そこを私たちは常に把握しながら、対応していくものについてはしていかなきゃならんだろうと、このように考えていますね。

○雨宮委員

ここの条文では「市民の意思」という表現をしておりますけども、今の発言を受けて、実質というか、中身として見れば、市民の意見、いろんなさまざまな形で意見を集約するという理解をしたいと思います。

○伊藤座長

あらゆる市民の意思を確認する、そうした意味合いでとっていただきたいなと思っています。

それと、前回も申し上げましたけれども、一番最初に、この条例案、全てをお出ししている関係上、文言整理がなされないまま現在に至っています。したがって、ここに書いてあるがゆえにこれが残っているんだという部分が仮にあったとすれば、これは訂正をお願いをしたい。前回お話をさせていただいたとおりでありまして、この第24条の冒頭にももともと書いてありましたところ、これは変わった形の表現といいましょうかね、当然、前文で議論した中身に変更になってくるだろうということをまず理解いただきたいと、このように思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私は意見ですけども、前文でという話がありましたけど、私はやはり見解に相違があるのは承知しておりますけれども、議会基本条例に対して、やはり私たち自身がそれを基本として議会の活動原則にしておくという、最も基本になるという、ですから、私はむしろこの書き方には賛同しております、やはり地方自治の時代に、自治基本条例でもいろんな意見がありましたけども、私は、議会基本条例というのは議会における最高の規範性のものだというふうに認識しておりますので、「位置づけ」というふうを書くよりも、それが議会にとってどういう意味をなす条例かということを確認に出していくべきではないかなという意見を持っておりますので、それに沿って今回御説明いただきましたので、自分たちなりに考えて訂正を出したいと思います。

また、全部出したからというお話もありましたけれども、やはり当初、代表者会議における議会基本条例に対する座長発言にもありましたように、まさに実質的には最高規範性を持った内容のものだというふうに私は認識しておりますので、それは当然のことだと思いますので、それに沿ったような内容の条例提案にむしろ近づけていくべきではないかというふうに思っています。

○川畑副座長

御意見ですね。ほかに。林委員。

○林委員

お二方からさまざまな御意見が出た以上、やはり手を挙げておこなきゃいけないのかなということで、私は前から申し上げているとおり、最高規範という言葉に対しては違和感を常に持っております、条例間の上下関係はないですし、基本となる条例というところまでは理解できるところなんですけども、そういう言葉は必要ないというふうにまず思っているところでございます。

あと、この文言の中で、2行目に「議会に関する他の条例、規則その他の法規」という言葉がありますけども、「法規」という言葉には、憲法その他、法律等も含まれているという意味合いだと私は思っております。我がまちの条例と法律との関係を考えてみると、その「法規」という言葉は必ずしも適正ではないのかなと。例えば、法のもとでの他の条例、規則を適正に解釈しとか、そういう言葉であればなじんでいくのかなと思っておりますところが1つ。

それともう1つは、「この条例の趣旨を尊重し」という言葉、それ以降に、この条例に

定める整合性の言葉がありますけども、「この条例」以下の言葉は、私は必要ないというふうに思っております。尊重するという言葉だけで十分重んずるという言葉になるわけですから、条例として条例間との整合を図っていくのは当たり前のことですから、あえて整合性を云々とうたう必要はないと。尊重だけでよろしいかというふうに思っている次第でございます。意見でございます。

○川畑副座長

御意見で。大河委員。

○大河委員

私は、分権時代に、そういう法の解釈権というのは別に国だけにあるわけではなくて、地方に基本条例があるのだから、まさにそれに沿った中で、条例、規則、規程という整合性のある体系というものを考えていけばよいことだと思いますし、それに対して一步前へ出ていくわけですから、つくること自体、地方政府を二元代表制で見ていく自治体や議会としてどうあるべきかということの法体系を考えていくことですので、それに沿った考え方の体系をつくっていく。そういう視点に立ってやっていかなければ、我が市のまちの自治を自己責任、自己決定、自律という、今、いろんなキーワードが出されておりますが、住民自治ということをやっていく上での考え方というものが変わっていかないと、なかなか変更していかないのではないかと。それが、国民主権という視点に立てば、当然そういうふうになっていくものというふうに解釈しておりますので、そういう立脚点で解釈し、進めていくべきだというふうに、これも私の考えですが、思って、臨んできております。

○川畑副座長

はい、林委員。

○林委員

それでは、私の考えを申し上げておきたいと思っておりますけども、今、大河委員の言葉の中で地方政府という言葉が出ましたけども、国家において政府は1つしかないというふうに思っております。地方における自治、自律、自主性というものは、もちろん重んじていかななくてはなりませんし、それが地方自治法にも、団体自治、それともう1つ何とか自治でしっかり記されているわけでございますけども、あくまで地方自治体というのは国を構成する1つの団体であるわけございまして、その基本的なところを間違えると、国家自体が存在しなくなってくると。そこまで考えていかなくはいけないというふうに思っておりますので、言葉の使い方等にも十分注意すべきだというふうに私は思っている次第でございます。

以上です。



○川畑副座長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

いわゆる法律の自己解釈というんじゃなくて、自治体における独自の解釈ということについて、実は自治基本条例の議論の中でもあったように聞いています。私がたまたま傍聴していたときに、そういう議論があったんですよね。条例なり、あるいはその上位にある法律、法令なりをそれぞれに適切に解釈するという事は、勝手に解釈していいという話じゃないんだということなんだ。つまり、条例という立場から見れば、当然バックボーンにあるのは一連の法律ですよね。だから、法律が制定された範囲内での条例をみずからの自治体に対してどういうふうに解釈するのかという意味合いらしいんですよ。

だから、そういう意味でいうと、さっきの大河さんの意見じゃありませんけれども、この24条にこういう枠組みを改めて入れ込んでおくというのは、私も意味があるんじゃないかなというふうに思うんです。しかも、最高規範という言葉が最終的に使うかどうかは別にしても、事実上の最高規範性を持たせている条例ですから、強制という意味じゃないと思うんですけども、この条例と他の条例等々との整合性はやっぱり図っていくということはこの基本になる条例の中でうたい込んでおくのは、私はそれなりの意味があるんじゃないかなという思いを持っていますので、私の意見です。

○川畑副座長

御意見ですね。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

見直し手順なんですけれども、ここには——その前に、まず25条なんです、議会及び議員の責務として入っていますね。これは、この条例やこれに関するほかの条例を議会と議員は遵守しなければいけないということなんですけれども、ほかのいろいろな条例を見ますと、こうした守らなければいけないというようなことが入っているところは余りないみたいなんです。これは、あえていえば当然のことかなと思います。そうしたことでありますけれども、そうして見ると、26条の見直しのところにこそ、この条例がしっかりと行われているのか、議会みずからが検証して見直すというような視点も入れたほうがいいのではないかなと思います。これは意見です。

○川畑副座長

御意見ですね。ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

これも意見ですけど、ちょっと先ほど足りなかったと思うので、やっぱり私は、いろんな意見があるのは承知していますけど、機関委任事務が法定受託事務に変わったり、自治事務に変わってきたという大きな——国というんでしょうかね、そういう流れを酌んだ中で自治基本条例があり、議会基本条例があり、そして、分権があったと思います。それに沿って私たちも、自治基本条例も議決もされましたし、今、議会基本条例に取り組んでいますので、国家があってという話がありましたが、私はやはり国民主権。では、国がないと国民はいないのかという議論であれかもしれませんが、一人一人の国民がいて国をなしているわけですので、やはり中央集権から脱却した今のある時点での法体系のあり方ということは十二分に認識しながら、これはつくっていかねばいけないのではないかというふうに、これは切に思うところですので、その法の整備ということにきちんと向かい合っていきたいというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

座長、大体意見が出たようでございますが、よろしいでしょうか。

○伊藤座長

いいんじゃないですか。

○川畑副座長

それでは、第10章までの意見交換は、本日ここで終了させていただきます。

代替案の提出がございましたら、2月4日月曜日までに座長まで御提出をお願いいたします。

次回は第28回の代表者会議となります。2月6日水曜日午前10時から全員協議会室で開催いたしますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、座長のほうから何かございますか。はい、座長。

○伊藤座長

議会基本条例の素案に関しまして、第1章から第10章まで、前文はその前にとということで、大変長時間にわたって代替案をお出しいただき、それぞれの議論を聞いています。10章、まだこれから代替案を含めて残っておりますけれども、中においても、私のほうと

してはそれぞれの意見を尊重しながらも、次の案を近々のうちにお出ししたい、このように考えております。

したがって、今回は、この10章を含めて、まだ議論が当然残っていますけれども、それから時間を置かず皆様方には事前に、まだ御協議をしておりませんが、改めて日程を設定させていただいたりすることもあるかと思っています。ぜひその際には御理解と御協力をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○川畑副座長

それでは、本日の協議はこれまでといたします。傍聴の皆さんには、感想などございましたら、配付してあります用紙に御記入いただければと思っております。

それでは、第27回代表者会議を終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午前11時16分 散会